

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間については、集落の班長が、毎月、国民年金保険料を集金していた時期で、集落内で国民年金保険料の未納者がいた場合は、集落に報償金がもらえないことになっていたもので、未納は無かったはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の夫については、社会保険庁のオンライン記録に「納付書作成 昭和 62. 7. 10」と記録されていることから、未納期間があったものと推認されるものの、申立人のオンライン記録には、同様の記録が無いことを踏まえると、申立期間の申立人の国民年金保険料は、納付済みであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和19年8月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年3月から同年7月までは60円、同年8月及び同年9月は120円、同年10月から19年7月までは140円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月16日から19年8月6日まで

私は昭和17年12月8日から、軍隊に招集された19年8月までの間、A社の本社及び同社のC工場にボイラー係として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、このうちのC工場に勤めていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚が「申立期間当時、申立人はC工場でボイラー係の伍長として勤務していた。」と詳細に供述していること及び申立人の当時の勤務形態等の具体的な供述内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が昭和18年3月16日付けで、A社から同社のC工場に異動したことが記載されている上、C工場において、同年8月及び同年10月に標準報酬月額が改定され、それぞれ12級、14級と記載されていることが確認できる。

加えて、当該台帳には資格喪失日の記載が無いが、申立人は軍隊に招集された昭和19年8月まで当該事業所に勤務していたと供述しているところ、厚生労働省社会・援護局が保管するD連隊留守名簿において、同年8月6日に当該連隊に編入されていることが確認できることから判断すると、申立人は、当該連隊に編入される同年8月6日までの間、申立事業所に継続して勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人について、昭和19年8月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和18年3月から同年7月までは60円、同年8月及び同年9月は120円、同年10月から19年7月までは140円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

申立期間については、毎月、自宅に集金に来ていた区役所の職員に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、昭和 36 年 10 月に次男の幼稚園の旅行で留守をした際、隣人が私たち夫婦の国民年金保険料を立て替えてくれたことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 9 月 15 日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、過年度保険料となるため、集金人に納付することができなかつたと考えられる上、申立期間の一部期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「毎月、区役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその夫についても、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、申立てには不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料を立て替えたことがあるとする当時の隣人の記憶は明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 60 年 12 月まで

自分の老後のことを考え、保険料の納付済み期間を厚生年金保険と合わせて 40 年間とすることを目標に国民年金に加入した。国民年金保険料を何回か近所の集金人の家で支払ったことを記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 12 月 5 日に払い出され、申立人は、市の国民年金被保険者名簿により 61 年 1 月 27 日に国民年金に任意加入したことが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、申立人の夫が、昭和 51 年 11 月から 57 年 3 月までは厚生年金保険の加入者、57 年 4 月以降は厚生年金保険の老齢給付受給資格期間満了者であることから、国民年金の任意加入対象期間であり、申立人が、61 年 1 月に国民年金の加入手続を行った時点では、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで

私は、私の親から、会社を退職するに当たっては、脱退手当金をもらわずに厚生年金保険はそのままにしておくように言われ、脱退手当金を請求しなかった。平成 12 年 3 月ごろ、社会保険事務所で年金番号を統合した際、脱退手当金を受給していると言われたが、私は、脱退手当金をもらった記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の資格喪失日から前後各 2 年間に資格を喪失した者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、11 名のうち 10 名は、資格喪失日からおおむね 4 か月以内に支給決定されているとともに、社会保険庁が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人が当該事業所の事業主に脱退手当金の支給に関する一切の権限を委任する旨の「委任状」が添付されている上、当該委任状の受任者による申立人の脱退手当金に係る領収印が押されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

また、申立事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示がある上、申立期間の脱退手当金は申立事業所の資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえないほか、申立人は、当該事業所を退職後、昭和 51 年 5 月に国民年金に任意加入するまで、国民年金へ加入しておらず、厚生年金保険への加入歴も無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 8 日から 47 年 9 月 1 日まで

申立期間に係る事業所については、社会保険事務所に年金記録の照会を行ったところ、脱退手当金が支給されているとの回答であった。私は、脱退手当金をもらった記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金を受給するために提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していた事業所名、その所在地及び勤務期間が記載されており、当該請求書に記載されている申立人の住所地は、申立期間に係る最終事業所を退職した後の転居先と一致していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る最終事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱退 47. 11. 3」と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 11 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 23 日から 46 年 8 月 29 日まで

私は、昭和 46 年 8 月に地元の中学校に赴任するため退職した。退職するに当たり、上司から法令で厚生年金保険及び厚生年金基金とも脱退手当金は支給しないことになったと聞き、また、隣の席の厚生年金基金担当者からも同じことを聞いた。私は、昭和 46 年 9 月からは共済組合に加入しており、脱退手当金を受給するはずがないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「46 年脱」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険庁に保管されている厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失から約 2 か月後の昭和 46 年 10 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「退職するに当たり、厚生年金保険及び厚生年金基金とも脱退手当金は支給しないことになったと聞いた。」と主張しているが、脱退手当金制度は、昭和 61 年 4 月まで廃止されておらず、申立てと相違している上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 32 年 8 月まで

私は申立期間中、A社という事業所へ入社し、通気工として働いていたにもかかわらず、社会保険事務所では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

職業安定所の紹介で申立事業所に入社する際、社会保険があるとの説明を受けており、また、退職時には、厚生年金保険の証書を受け取った記憶があるので、厚生年金保険へ加入していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が挙げた元同僚二人の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者と同時期に入社したとする元同僚3人について、当該事業所に係る被保険者名簿には厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所及びその後継事業所と考えられるA社は、それぞれ、昭和33年5月1日、50年6月27日に全喪していることなどから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等については不明である。

さらに、申立期間当時に勤務していた者から供述を得られたが、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

加えて、当該名簿には申立期間及びその前後について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年ごろから32年ごろまで

私は申立期間のうちの約2年間、A事業所のB班に所属し、土木工事に従事したにもかかわらず、社会保険庁では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立事業所で働き始めてから2年ほど経ったときに、腰を負傷し仕事ができなくなったので帰郷したが、その際、治療を受けた病院の医者が婦長から公傷金が出ると言われたことを覚えているので、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A事業所が関係する土木工事現場で働いていたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A事業所B班という名称の適用事業所は確認できないとともに、A事業所という名称で、かつ、申立期間当時に適用事業所であった4事業所に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、申立人が挙げた元同僚二人については、上記のいずれの事業所においても、申立期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、現存するC社本社では、申立期間当時の人事記録、社会保険関係資料を保存しているものの、これらの資料からは、申立人の在籍はもとより、厚生年金保険への加入事実は確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 7 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 2 年 5 月 7 日から 3 年 6 月 26 日までの間、A 社 B 支店に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、申立事業所へ一緒に入社した友人の加入記録は平成 2 年 5 月 1 日からとなっており、また、私は申立期間当時、社会保険へ加入することを申立事業所と交渉した上で入社したことを覚えているので、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社が保管する賃金計算書・賃金台帳から、申立人が申立期間始期の平成 2 年 5 月 7 日から継続して、同社 B 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該賃金計算書・賃金台帳では、申立人に係る厚生年金保険料が、申立期間直後の平成 2 年 8 月分の給与から控除されているものの、申立期間に係る同年 5 月分から同年 7 月分までの給与からは控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月ごろから 47 年 3 月ごろまで

社会保険庁では、私が申立期間中に運転手として勤務していた申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立事業所名については、私が持っている年金手帳には自身でA事業所と記載していたが、社会保険事務所では当該事業所は適用事業所となっていないとのことであった。一緒に勤務していた元同僚はA事業所ではなくB事業所での加入記録がある、とのことであった。

私が勤務していた事業所名がA事業所又はB事業所のいずれであるか分からないが、勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚などが、申立期間当時、B事業所において申立人と同一業務に従事していたと供述していることから、申立人は申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所は昭和 51 年 11 月 20 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当該期間後の役員も、申立期間当時の人事記録や社会保険関係書類は保管していないとしていることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、元同僚は「私は申立期間当時、B事業所で2回、計12か月程度勤務したが、厚生年金保険へ加入させられなかったため、自身で国民年金へ加入し

て同保険料を納付した。」と供述しており、また、別の元同僚は「同社では申立期間当時、運転手として採用された者は、入社後、一定期間は試用期間とされ、試用期間中は社会保険に加入させられていなかった。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

加えて、A事業所については、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 1 月から平成 8 年 6 月までの間、A 社、及び同社が名称変更した B 社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では、申立期間中の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私が申立事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A 社（昭和 59 年 10 月 27 日付けで、B 社へ名称変更）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 57 年 3 月 31 日において当該事業所の被保険者であった 5 人のうち、申立人を含む 4 人が同日に資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A 社における申立人の被保険者資格が昭和 57 年 3 月 31 日付けで喪失し、B 社における被保険者資格が同年 7 月 1 日付けで取得されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者資格の喪失日が 57 年 3 月 31 日、申立人の健康保険証の社会保険事務所への返納日が同年 4 月 3 日と記載されていることが確認できることなどを踏まえると、申立事業所の事業主は、社会保険庁の記録どおりの届出を行ったと考えるのが自然である。

さらに、B社は平成8年7月1日に全喪している上、申立期間当時の事業主も死亡していることなどから、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等について確認できる関連資料等を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票では、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。